

第十一編 都市計畫

## 第一章 總 說

我が國に於いて都市計畫てふ言葉の用ひらるるに至りしは、大正五年以降の事にして、大正八年都市計畫法の公布せらるるや、茲に始めて都市計畫の言葉も現實問題として漸く世人の意識に生れ來るに至れり。然れども其の以前に於いては都市計畫の實語こそ用ひざりしも、遠くは奈良朝及び平安朝の時代に於いて、既に其の主都の建設に方りて、何れも一定の計畫の下に構築せられたるは、今に其の跡を窺知する事を得べし。明治年代に於いては、専ら東京市に在りて市區改正事業として、都市計畫の一端を執行せられたるも、是は道路改築事業を其の最とし、上下水道之に次ぎしも、何れも市の境域内に止まり、其の接續町村が其の形態に於いて全く市部と撰ぶ所なく、人家は連擔して市郡境界すら判然せざるにも拘らず、事業は獨り行政區域を以て劃り、實質に於ける市民も、行政區域の相違するが爲に、何等の恩典に浴する所なく、又衛生上の問題に對しては、亂雜なる市郡境界こそ衛生施設を必要とするに拘らず、市區改正事業は、多くは市の行政區域に局限せられ、市民生活上不便の點多々ありしを以て、後、市區改正條例を改正し、市區域外に互り執行することを得ることと爲せるも、其の財源は獨り市の負擔なりしを以て、市外に互る事業の執行は頗る困難となりしもの如し。是市區改正條例の現代の思想に合致せざる所以にして、根本的改正を促したる次第なり。

然して我が國に於ける都市計畫の法律的體系を爲せるは、明治二十一年公布せられたる、東京市區改正條例を以て其の宗とす。而して同條例は、明治二十二年以來、三十有餘年、東京市に對して、市區の營業、衛生、防火及び通運等の計畫を爲したるものなれば、明治年代の都市計畫事業と云へば、獨り東京市區改正事業の範圍を超ゆることを得ざるなり。東京市の市區改正事業は、以下各章に述ぶるが如く、明治二十二年の計畫に係る道路、橋梁、上下水道、公園等の一部を施行したるも、財源固より豊かならざれば、緊急事業の中、道路、上下水道の一部の完成を見たるに過ぎず。

其の後、世界大戰の影響を受け、我が國に於いても産業の發展急激にして、社會狀態の進展實に目覺ましく、法律の根本的改正を必要とするに至れり。政府茲に鑑みる所ありて、大正八年東京市區改正條例を廢して都市計畫法を制定し、東京市のみならず、發展の趨勢顯著なる都市に對し、之を施行し、將來の發展に策應し、都市の交通、衛生、保安、經濟等、苟くも市民の福利を増進する施設は、都市計畫として速かに之を遂行せしめ、市民の健康を保持し、産業的能率の増進を計り、以て都市の健全なる發展に供へんとす。

## 第二章 東京市に於ける市區改正

我が國に於ける都市計畫事業に基準を與へ、其の發達を指導したる成文の典據は、東京市區改正條例を以て其の宗とす。今其の沿革を採ぬるに、明治十五年芳川顯正東京府知事に任せらるるや、市區の改正に關する根本的計畫を定めんとし、調査すること二箇年、明治十七年十一月成案を得て、内務卿山縣有朋に建言せり。政府は其の主旨を認め、内務省に審査會を開設せり。十八年二月知事は、更に品川築港の意見を上申したるに、是亦政府の容るる所となりたり。次いで東京市區改正審議會は、市區改正竝に品川築港の議を審査し、内務卿に復申し、政府亦、其の主旨を採用したるも、財政意の如くならず、未だ直ちに其の實現を見るの困難なる状態なりしも、時代の要求は、遂に政府をして東京市區改正條例制定の必要を認めしむるに至り、明治二十一年三月案を具して之を元老院に附議したり。元老院に於いては、東京市區改正は之一地方の事業なりとし、或は府民の課税に重きを加ふるが故に、暫く延期すべしとの議論ありて、之を否決せり。然るに時代の進運と都市の發展は、蹶々乎として止まる能はず。永く之が放任を許さざるの状态にありたるを以て、内務大臣山縣有朋、大藏大臣松方正義は、明治二十一年七月連署を以て再び東京市區改正條例を閣議に提出し、元老院の否決は其の理由なきことを駁し、原案の斷行を求めたれば、閣議も兩大臣の熱心と事情を洞察し、之を容認し、遂に明治二十一年八月十六日、勅令第六

二號を以て公布せられたり。是東京市區改正條例にして、實に東京市區改正事業の基礎を確立せるものなり。而して是が附屬法規たる、東京市區改正土地建物處分規則は、明治二十二年一月勅令第五號を以て、又、東京市區改正委員會組織權限は、同二十二年八月閣令第一四號を以て發布せられたり。

### 第三章 東京市區改正機關

#### 第一節 東京市區改正委員會組織

東京市區改正の設計及び其の毎年度施行の事業を議定する爲、政府は東京市區改正條例第一條に基づき、明治二十一年八月十七日閣令第一四號を以て、東京市區改正委員會組織權限を定む。

斯くして明治二十一年九月一日内務次官芳川顯正は、右閣令に基づき、東京市區改正委員長仰付けられ、同日各省及び東京府區部會議員より選舉せられたる委員の任命を見、茲に東京市區改正委員會の組織成る。

#### 第二節 市區改正事業執行機關

東京市區改正條例第十四條の規定に基き、市區改正の事務は東京府知事執行の責に任ずべきにより、東京府知事は、明治二十一年十一月六日府廳内に市區改正掛を置き、第二部に屬せしめ、以て其の事務を取扱はしめたり。(東京府訓令第四二號)當時、日本橋區長伊藤正信をして東京市區改正掛長を兼ねしめ、五等技師倉田吉嗣、同原龍太をして技術を司らしめたり。

### 第三節 市區改正事業の負擔及び其の議決機關

東京市區改正事業は、東京市區改正委員會の議決を経、内閣の認可を以て公定せらるるも、其の事業は東京市區改正條例の規定する所により、東京府知事其の執行の責に任ずると共に、東京府區部會は、之に要する經費の負擔方法を議決するの機關たり。

乃ち東京府區部會は、市區改正の經費及び特別稅賦課徵收の方法を議定し、河岸地の賣却讓與、市區改正事業に屬する收支豫算に關する議決をなし、精算の報告又、既定事業の變更の報告を受け、公債の金額及び起債方法を議決すべき機關たりし。

## 第四章 東京市區改正事業

### 第一節 設計の決定

東京市區改正の設計は、明治十七年十一月十四日東京府知事の發案により、府下十五區二十二方哩五分の一、十六方哩五分の一を市區改正區域と定め、道路、河川、鐵道、橋梁等に關する設計を樹て、明治十八年十月十二日東京市區改正審査會の査定を経て、明治二十一年八月東京市區改正委員會組織せらるるに及び、之に審査會案を附議したるにより、委員は數回の會合を催し、考究反覆、慎重審議の結果、二十二年三月二十三日委員長芳川顯正は、決議案を内務大臣松方正義に復申し、内務大臣之を決定し、内閣の認可を受け、明治二十二年五月二十日を以て、東京府知事をして之を告示せしめたり。東京市區改正設計中、道路、河川、橋梁、鐵道、公園、魚市場、青物市場、獸畜市場、屠場、火葬場、墓地の部是なり。

明治二十二年五月高崎東京府知事は明治二十一年勅令第六二號第二條に據り、東京府告示第三七號を以て左の如く告示せり。

東京市區改正設計ノ内、道路。河川。橋梁。鐵道。公園。魚鳥市場。青物市場。獸畜市場。屠場。火葬場。墓地ノ部左ノ通り定メラル。但シ、圖面ハ之ヲ區役所及郡役所ニ

備置ク。

東京市區改正設計

道路。河川。橋梁。鐵道。公園。魚鳥市場。青物市場。獸畜市場。屠宰市場。屠場。火葬場。墓地の部

本設計は道路三百十六線。河川の新鑿八。改修二十二。外濠整理四。橋梁及び鐵道の設計。公園の新設四十九箇所其の面積約百万坪。市場は魚鳥市場。青物市場。獸畜市場及び屠場等合せて八箇所。火葬場五箇所。共葬墓地六箇所等を議決したるも、事業の執行は、財政等の關係にて豫定の進行を見ること能はず、遂に明治三十六年に至り、根本的變更を爲すの已むなきに至れり。(本設計に係る表示は、明治三十六年の新設計を後に記載することとなせるを以て之を略す。)

第二節 事業の實施

東京市多年の懸案たりし、東京市區改正事業は、機關既に定まり、設計亦、委員會の議を経て内閣の認可あり。明治二十二年一月一日より東京市區改正條例の施行せられたれば、明治二十二年度參拾五萬圓。二十三年度五拾六萬圓。二十四年度三拾七萬圓。二十五年年度四拾貳萬圓。二十六年度參拾貳萬圓。二十七年年度參拾參萬圓。二十八年年度參拾四萬圓。二十九年年度四拾參萬圓。三十年度四拾七萬圓。三十一年度五拾四萬圓。三十二年年度五拾萬圓餘の事業を施行せるも、之何れも道路の取擴げ新築事業にして、斯かる少額の事業費を以てしては何れの時か完成を見る事難く、況んや市區改正事業は、獨り道路の

改設事業のみならず、上水道、下水道及び河川の改修等何れも急施を要するものあり。殊に上水道敷設事業は、最も焦眉の急なりとし、内務省傭工師バルトンに囑託して上下水道設計を爲さしめ、二十三年四月、上水道改良設計を東京市區改正委員會に附議し、直ちに内閣の認可を得、同年七月二十三日東京府告示第五〇號を以て告示せり。是に於いて東京市會は、明治二十三年九月十日、水道改良工事費として公債壹千萬圓の募集方を議決し、十四年十月其の豫算を議決す。而して水道改良工事は、明治二十四年度壹萬六千圓。二十五年度五拾八萬圓。二十六年度六拾貳萬圓。二十七年年度八拾六萬圓。二十八年年度九拾壹萬圓。二十九年年度百六拾七萬圓。三十年度百六拾萬圓。三十一年度百四拾六萬圓。三十二年度六拾四萬圓の事業を爲し、同年十二月十七日工事完了式を擧ぐ。隨つて明治二十二年一月より三十二年の末迄十一箇年間、殊に明治二十五年より八箇年間に於ける市區改正事業は、臨時施行の水道改良事業が、寧ろ其の主位を占め、道路改良事業之に亞ぐの觀ありし。

然りと雖も市區改正事業は、各種事業相關聯し、互に並行して施行するの必要あるは勿論、少なくも各種事業の統一的計畫を樹立し、其の間に錯誤矛盾なきを期せざるべからず。茲に於いて東京市區改正委員會は、下水道。築港。市街鐵道の計畫を調査立案する所ありたり。市區改正事業は著手後數年ならずして明治二十七八年戰役に際會し、國費多端の折柄、事業の進捗著しく頓挫したるは止むを得ざるも、戰役、却つて國情の一轉を來たし、

大築港の要求を始めとし、都市興隆の基礎たる各種企業漸く起り、水道改良事業の進捗、市街電鐵事業の開設の如き亦道路の擴築、新築を促すこと切にして、遂に明治三十年十月市區改正委員會は、市區改正促進の議を建て、之が調査を爲し、三十三年五月、市區改正速成計畫を議決せり。

市區改正速成計畫案は、市區改正事業の進捗を圖るが爲、壹千五百萬圓を支出し、五箇年の繼續事業とし、(一)中央市區に於ける交通頻繁なる路線。(二)市の内外に互る聯絡上必要なる路線。(三)市内各部の連絡上必要なる路線。(四)一路線中大部分の改正を終りたる殘部の整理等、合計二十九線の改正を行はんとせるなり。

斯くして東京市長は、同年十月十九日、市區改正委員會に對し、市區改正の設計中、局部に變更を要すべきものあれば、市區改正委員に於いて設計の適否を考査せられたしとの要求ありたるを以て、同會は、三十四年三月、市區改正設計に關する調査委員を置き、市區改正速成計畫を樹て、三十五年十月、東京市區改正新設計を決議し、三十六年三月三十一日、市告示第三十六號を以て告示する所ありたり。

次に之が設計を記述せん。とす。

### 第一 道路の部

#### 一 道路ノ等級及其幅員等ヲ左ニ掲ク。

- 一 等 第一類 幅員二十間以上 中央車馬道十二間以上  
左右歩道各三間以上
- 同 第二類 幅員十五間以上 中央車馬道十間以上  
左右歩道各二間半以上
- 二 等 幅員十二間以上 中央車馬道八間以上  
左右歩道各二間以上
- 三 等 幅員十間以上 中央車馬道七間以上  
左右歩道各一間半以上
- 四 等 幅員八間以上 中央車馬道六間以上  
左右歩道各一間以上
- 五 等 幅員六間以上 中央車馬道五間以上  
左右歩道各三尺以上

但シ、四等、五等ハ、歩車道ヲ區別セサルコトアルヘシ。

一、歩道ハ土地ノ狀況ニ應シ、前項幅員ニ依ラサルコトヲ得。

一、第一項、中央車馬道及左右歩道ハ、土地ノ狀況ニ應シ、道路ノ一方ヲ車馬道ニ、他ノ一方ヲ歩道ニ區別スルコトアルヘシ。

一、道路ノ改設及其位置、幅員等ヲ左ニ掲ク。

#### ● 一 等 道路 第一類

- 一、神田橋ヨリ八代洲河岸通ヲ經テ新幸橋ニ至ルノ路線。 幅員二十間
- 但シ、日比谷公園北角ヨリ新幸橋迄、幅員二十四間
- 二、萬世橋ヨリ御成道下谷區北大門町等ヲ經テ三橋ニ至ルノ路線。 幅員二十間
- 三、大手門外ヨリ大手町等ヲ貫キ吳服橋ニ至ルノ路線。 幅員二十間
- 四、馬場先門外ヨリ鍛冶橋ニ至ルノ路線。 幅員二十間

五、櫻田門外ヨリ濠ニ沿ヒ、有樂町一等一類線ニ接續スルノ路線。

幅員二十四間

六、櫻田門外ヨリ舊虎ノ門外、二等二類線ニ接續スルノ路線。

幅員二十四間

七、裏霞ヶ關下一等一類線ヨリ内幸町一等一類線ニ接續スルノ路線。

幅員二十四間

八、二重橋外ヨリ馬場先門外ニ至ルノ路線。

幅員四十間

九、大手門外ヨリ元千代田町ヲ貫キ、日比谷公園北側一等一類線ニ接續スルノ路線。

幅員二十間

十、和田倉門外一等一類線ヨリ中央停車場ニ至ルノ路線。

幅員四十間

十一、赤坂區青山北町六丁目ヨリ澁谷川新築橋ヲ經テ鐵道山手線新陸橋外ニ至ルノ路線。

幅員二十間(中央車馬道十二間  
左右步道各四間)

●一等道路第二類

一、萬世橋西新架橋ヨリ日本橋京橋及新橋ヲ經テ芝區芝口一丁目一等二類線ニ接續スルノ路線。  
幅員十五間

二、神田橋外ヨリ錦町通小川町ニ至リ右折シ、連雀町ヲ經テ萬世橋外ニ至ルノ路線。  
幅員十五間

三、一、舊鍛冶橋門内一等一類線ヨリ中央停車場ニ至ルノ路線。  
幅員十五間

三、二、舊吳服橋門内一等一類線ヨリ中央停車場ニ至ルノ路線。  
幅員十五間

四、淺草區黒船町三等線ヨリ淺草公園ニ至ルノ路線。  
幅員十五間

五、淺草區田原町ヨリ廣小路ヲ經テ吾妻橋ニ至ルノ路線。  
幅員十五間

六、四ッ谷區尾張町ヨリ赤坂區溜池ヲ經テ麴町區三年町ヲ貫キ、芝區櫻田久保町通リ新橋停車場ニ至ルノ路線。  
幅員十五間

七、新幸橋外ヨリ芝區櫻田本郷町南佐久間町及芝公園芝園橋三田四國町等ヲ經テ同區本芝四丁目ニ至ルノ路線。  
幅員十五間

八、土州橋ヨリ日本橋區箱崎町四丁目ニ至ルノ路線。  
幅員十五間

●二等道路

一、櫻田門外ヨリ濠端通富士見町二等線ニ接續スルノ路線。  
幅員十二間

二、吳服橋外ヨリ吳服橋通、新場橋北、新架橋及靈岸橋ヲ經テ永代橋ニ至ルノ路線。  
幅員十二間

三、鍛冶橋外ヨリ鍛冶橋通、新彈正橋外ニ至ルノ路線。  
幅員十二間

四、舊吳服橋門内一等一類線ヨリ常盤橋北、新架橋及本石町通、淺草橋ヲ經テ下谷區黒船町三等線ニ接續スルノ路線。  
幅員十二間

五、數寄屋橋際ヨリ河岸通、比丘尼橋、一石橋、龍閑橋、雉子橋ヲ經テ九段坂下ニ至ルノ路線。  
幅員十二間

六、土州橋ヨリ人形町通、九道橋ヲ經テ元岩井町等ヲ貫キ、和泉橋ニ至ルノ路線。  
幅員十二間

七、神田區小川町一等二類線ヨリ小川町通、裏神保町、九段坂、三番町ヲ經テ市ヶ谷見附ニ至ルノ路線。 幅員十二間

八、舊數寄屋橋門内ヨリ大名小路ヲ經テ道三橋際、一等一類線ニ接續スルノ路線。 幅員十二間

九、麴町區霞ヶ關下一等一類線ヨリ霞ヶ關ヲ經テ平河町二等線ニ接續スルノ路線。 幅員十二間

十、麴町區三宅坂下、濠端ヨリ隼町、平河町等ヲ經テ舊赤坂門外、一等二類線ニ接續スルノ路線。 幅員十二間

十一、麴町區半藏門外、二等線ヨリ麴町通、四ッ谷門外濠築出ノ箇所ヲ本線路ニ移ス。及四ッ谷通ヲ經テ青梅街道新宿停車場ニ至ルノ路線。 幅員十二間

十二、一ッ橋外、二等線ヨリ神田區神保町、仲猿樂町等ヲ經テ新水道橋ニ至ルノ路線。 幅員十二間

十三、鍔橋ヨリ小網町、蠣殻町及中ノ橋ヲ經テ新大橋ニ至ルノ路線。 幅員十二間

十四、赤坂區舊赤坂門外一等二類線ヨリ同區表町、青山南町、北町ヲ經テ宮益橋ニ至ルノ路線。 幅員十二間

十五、御茶ノ水橋際ヨリ神田川ノ北岸ニ沿ヒ、船河原橋ヲ經テ濠端通、舊四ッ谷門外ニ至ルノ路線。 幅員十二間

十六、萬世橋際ヨリ神田區松住町ニ達シ、右折シ、明神坂ヲ經テ本郷通、追分ニ至ルノ路線。 幅員十二間

十七、下谷區善養寺町ヨリ同區坂本町二丁目ニ至ルノ路線。 幅員十二間

十八、下谷區五條町ヨリ下谷町二丁目ヲ經テ車坂町ヲ貫キ、廣德寺前通、淺草區松清町ニ達シ、左折シテ同區田原町ニ至ルノ路線。 幅員十二間

十九、永代橋外ヨリ深川區富岡門前町ニ至ルノ路線。 幅員十二間

二十、本郷區追分ヨリ駒込通ヲ經テ王子停車場ニ至ルノ路線。 幅員十二間

●三等道路

一、新彈正橋ヨリ京橋區本八丁堀裏通、新架橋及新二ノ橋ヲ經テ濱町ニ至ルノ路線。 幅員十間

二、萬世橋際ヨリ柳原通、新兩國橋ニ至ルノ路線。 幅員十間

三、麴町區有樂町一等一類線ヨリ有樂町一丁目ヲ貫キ、新數寄屋橋ヲ經テ三原橋通、築地三丁目ニ至ルノ路線。 幅員十間

四、和泉橋外ヨリ下谷區御徒町通、上野停車場ニ至ルノ路線。 幅員十間

五、新兩國橋外ヨリ本所區龜澤町通、大横川、新架橋ニ至ルノ路線。 幅員十間

六、麴町區九段坂下ヨリ同區飯田町通、飯田橋ニ至ルノ路線。 幅員十間

七、日本橋區北鞆町、東京手形交換所南角、二等線ヨリ本船町通、荒布橋、親慈橋及小川橋ヲ

經テ同區濱町一丁目ニ至リ、左折シテ大川ニ沿ヒ新兩國橋際ニ至ルノ路線。

幅員十間

八、京橋區築地三丁目ヨリ築地橋、櫻橋等ヲ經テ鎧橋外ニ至ルノ路線。

幅員十間

九、芝區芝口二丁目ヨリ源助町、金杉橋、芝橋ヲ經テ、同區車町ニ至ルノ路線。

幅員十間

十、芝區愛宕町二丁目一等二類線ヨリ同區宇田川町ニ至ルノ路線。

幅員十間

十一、芝公園舊御成門外一等二類線ヨリ西久保廣町ヲ貫キ、同區西久保神谷町三等線

幅員十間

ニ接続スルノ路線。

幅員十間

十二、舊虎ノ門外ヨリ西久保通、飯倉四ツ辻、赤羽橋、三田通ヲ經テ芝區田町、札ノ辻ニ至ル

幅員十間

ノ路線。

幅員十間

十三、深川區富岡門前仲町ヨリ越中島、新架橋外ニ至ルノ路線。

幅員十間

十四、新水道橋外ヨリ砲兵工廠脇道、富坂下ニ至ルノ路線。

幅員十間

十五、本郷區本郷三丁目ヨリ湯島切通シヲ過キ、同區天神町ヲ貫キ、淺草區七軒町、榮久町、

幅員十間

黒船町等ヲ經テ厩橋ニ至ルノ路線。

幅員十間

十六、淺草區花川戸町ヨリ吉野橋ニ至ルノ路線。

幅員十間

十七、深川區福任町二等線ヨリ黒龜橋、海邊橋及高橋ヲ經テ二ノ橋通、本所區番場町ニ至

幅員十間

リ、左折シテ厩橋外ニ至ルノ路線。

幅員十間

十八、深川區黒龜橋際ヨリ同區富岡門前仲町ニ至ルノ路線。

幅員十間

十九、難波橋外ヨリ芝區日蔭町一丁目ニ至リ、左折シ、同區芝口二丁目三等線ニ接続スル

幅員十間

ノ路線。

幅員十間

二十、新々大橋外ヨリ深川區安宅町、西六軒堀町ヲ貫キ、同區西森下町、二ノ橋通三等線ニ

幅員十間

接続スルノ路線。

幅員十間

二十一、本郷區駒込東片町ヨリ同區肴町ニ至ルノ路線。

幅員十間

二十二、神田區鍛冶町ヨリ同區豊島町ニ至ルノ路線。

幅員十間

二十三、本所區業平橋ヨリ同區小梅瓦町、吾妻橋停車場ニ至ルノ路線。

幅員十間

二十四、本所區横綱町二丁目ヨリ兩國停車場ニ至ルノ路線。

幅員十間

● 四等道路

一、下谷區下谷町二丁目ヨリ元下寺通ヲ經テ同區善養寺ニ至ルノ路線。

幅員八間

二、深川區富岡門前町ヨリ汐見橋ニ至ルノ路線。

幅員八間

三、麴町區麴町五丁目二等線ヨリ同區紀尾井町、平河町等ヲ經テ舊赤坂門内二等線ニ接

幅員八間

續スルノ路線。

四、麴町區麴町六丁目二等線ヨリ善國寺谷ヲ經テ同區土手三番町ヲ貫キ、舊市ヶ谷門外

幅員八間

二等線ニ接続スルノ路線。

- 五、飯田橋外ヨリ江戸川ニ沿ヒ、江戸川橋際ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 六、土州橋際ヨリ湊橋ヲ經テ京橋區南新堀町一丁目ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 七、芝區車町ヨリ高輪通品川鐵道橋ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 八、下谷區坂本町三丁目ヨリ三ノ輪通、千住大橋ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 九、吉野橋外ヨリ山谷通、南千住町、地方橋場ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 十、神田區錦町三丁目二等線ヨリ駿河臺南甲賀町及御茶ノ水橋ヲ經テ本郷通ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 十一、赤坂區青山北町一丁目ヨリ六軒町、及四ツ谷區東信濃町等ヲ經テ四ツ谷通二等線ニ接續スルノ路線。 幅員八間
- 十二、四ツ谷通二等線ヨリ攝津守坂ヲ經テ四ツ谷區片町ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 十三、市ヶ谷濠端二等線ヨリ陸軍士官學校ニ沿ヒ、四谷區片町ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 十四、牛込區揚場町二等線ヨリ津久戸前町ニ至リ、左折シ、同區肴町、山伏町、通原町等ヲ經テ戸山學校ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 十五、小石川區富坂下ヨリ柳町、指ヶ谷町ヲ貫キ、白山前町等ヲ經テ巢鴨通四等線ニ接續スルノ路線。 幅員八間
- 十六、本郷區本郷四丁目ヨリ同區眞砂町、小石川區富坂ヲ經テ傳通院前ニ至リ、左折シ、安藤坂ヲ下リ、江戸川大曲、新架橋ニ至ルノ路線。 幅員八間

- 十七、本郷區追分ヨリ巢鴨通鐵道田端線陸橋ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 十八、神田區松住町角ヨリ神田川ノ北岸ニ沿ヒ、御茶ノ水橋際ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 十九、深川區東森下町ヨリ伊豫橋通、菊川橋ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 二十、吾妻橋外ヨリ本所區中ノ郷、竹町等ヲ經テ業平橋ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 二十一、麴町區下六番町ヨリ舊四ツ谷門内ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 二十二、麴町區三番町ヨリ三丁目谷通、隼町、平河町ヲ經テ永田町一丁目ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 二十三、牛込區破損町ヨリ同區若松町ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 二十四、下谷區池ノ端七軒町ヨリ本郷區根津宮永町ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 二十五、本所區一ノ橋通、相生町一丁目ヨリ同區横網町一丁目ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 二十六、本所區番場町ヨリ北割下水通、新架橋ヲ經テ同區太平町一丁目ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 二十七、吳服橋内ヨリ常盤橋内ニ至ルノ路線。 幅員八間
- 二十八、南千住町、地方橋場ヨリ南千住町四等線ニ接續スルノ路線。 幅員九間
- 二十九、麻布區廣尾町ヨリ芝區伊皿子町ヲ經テ車町四等線ニ接續スルノ路線。 幅員九間
- 三十、菊川橋通ヨリ本所區中ノ郷八軒町ニ至ルノ路線。 幅員九間

三十一、淺草區御藏前通二等線ヨリ新堀川ノ西岸ニ沿ヒ、東三筋町、松葉町及光月町等ヲ經テ下谷區金杉町四等線ニ接續スルノ路線 幅員九間

三十二、業平橋ヨリ本所區押上町百二番地ニ至ルノ路線。 幅員九間

三十三、麻布區霞町ヨリ筭町、赤坂區青山高樹町等ヲ經テ青山南町六丁目ニ至ルノ路線。 幅員九間

三十四、淺草區並木町ヨリ材木町ニ至ルノ路線。 幅員九間

三十五、下谷區坂本町三丁目ヨリ入谷町、淺草區千束町一丁目等ヲ貫キ、淺草公園猿若町ヲ經テ山ノ宿ニ至ルノ路線。 幅員九間

三十六、小石川區駕籠町ヨリ大塚仲町ニ至ルノ路線。 幅員九間

三十七、本所區太平町一丁目四等線ヨリ柳島横川町、市郡境界ニ至ルノ路線。 幅員八間

●五等道路 幅員六間

一、本所區龜澤町ヨリ法恩寺橋通、法恩寺ニ至ルノ路線。 幅員六間

二、赤坂區溜池町一等二類線ヨリ同區田町七丁目ヲ貫キ、麻布區谷町、篁筒町、三河臺町等ヲ經テ同區六本木通ニ至ルノ路線。 幅員六間

三、麻布區六本木町ヨリ同區北日ヶ窪町、宮下町等ヲ經テ麻布一ノ橋外ニ至リ、右折シテ古川ノ西岸ニ沿ヒ、魚籃坂下、新架橋ニ至ルノ路線。 幅員六間

四、麻布區六本木町ヨリ同區材木町、櫻田町、三軒家町等ヲ經テ澁谷橋ニ至ルノ路線。 幅員六間

五、半込區天神町ヨリ江戸川橋外ニ至ルノ路線。 幅員六間

六、半込區肴町ヨリ矢來町、天神町等ヲ經テ同區榎町ニ至ルノ路線。 幅員六間

七、四谷區片町ヨリ士官學校西裏、及市ヶ谷柳町ヲ經テ同區榎町ニ至ルノ路線。 幅員六間

八、小石川區傳通院前ヨリ大塚通、浪切不動前ヲ經テ郡市境界ニ至ルノ路線。 幅員六間

九、一、汐見橋外ヨリ深川區木場町ニ至リ、左折シ、仙臺堀新架橋、小名木川新架橋ヲ經テ菊川橋通ニ至ルノ路線。 幅員六間

九、二、本所區中ノ郷八軒町ヨリ源森橋ヲ經テ水戸邸ヲ貫キ、三圍神社ニ至リ、左折シ、隅田川堤ニ至ルノ路線。 幅員六間

十、麴町區三番町一口坂ヨリ外堀新道ヲ經テ半込區市ヶ谷田町二等線ニ接續スルノ路線。 幅員六間

十一、半込區市ヶ谷田町二等線ヨリ砂土原町、拂方町、細工町等ヲ經テ同區篁筒町四等線ニ接續スルノ路線。 幅員六間

十二、日本橋區中洲町大川新架橋ヨリ濱町川ニ沿ヒ、同區馬喰町通二等線ニ接續スルノ路線。 幅員六間

十三、深川上ノ橋際ヨリ仙臺堀ノ北岸ニ沿ヒ、同區伊勢崎町三等線ニ接續スルノ路線。 幅員六間

十四、芝區三田同朋町三等線ヨリ網坂下ニ至リ、左折シ、同區寺町通ヲ經テ目黒停車場ニ至ルノ路線。 幅員六間

十五、下谷區谷中坂町ヨリ上野櫻木町、上根岸ヲ經テ同區坂本町二丁目二等線ニ接續スルノ路線。 幅員六間

十六、本所區押上町百二番地ヨリ柳島橋西詰ニ至ルノ路線。 幅員六間

十七、芝區西久保巴町ヨリ赤坂區菱町ニ至ルノ路線。 幅員六間

十八、本郷區駒込千駄木坂下町ヨリ同區動坂下ニ至ルノ路線。 幅員六間

十九、牛込區市ヶ谷仲ノ町ヨリ同區若松町ニ至ルノ路線。 幅員六間

二十、芝區三田功運町ヨリ高輪御殿前ニ至ルノ路線。 幅員六間

二十一、芝區白金三光町、名光坂下ヨリ老増町ヲ貫キ、三光坂下ニ至リ、白金三光町ヲ貫キ雷神下ヲ經テ豊澤電車停留場ニ至ルノ路線。 幅員六間

二十二、牛込區筈笥町ヨリ横寺町、及矢來町ヲ貫キ、寺町通ニ至ルノ路線。 幅員六間

二十三、麴町區飯田町四丁目ヨリ新川橋ニ至ルノ路線。 幅員六間

二十四、淺草區千束町二丁目ヨリ田町ヲ經テ吉野町四等線ニ接續スルノ路線。 幅員六間

二十五、本郷區肴町ヨリ圓子坂下五等線ニ接續スルノ路線。 幅員六間

二十六、牛込區若松町四等線ヨリ喜久井町ヲ經テ同區高田町ニ至ルノ路線。 幅員六間

二十七、芝區高輪北町四等線ヨリ二本榎二丁目ヲ貫キ、白金今里町ヲ經テ白金臺町一丁目五等線ニ接續スルノ路線。 幅員六間

前項ニ掲ケタル路線、及ヒ其ノ以外ノ路線ニ屬スル道路ニシテ、從前ノ設計ニ依リ其ノ全部、又ハ一部ヲ施行シタルモノ、及ヒ施行中ニ係ルモノハ、其ノ箇所ニ限り、之ヲ變更セサルモノトス。

## 第二 河川の部

一、河川ノ新鑿及改修ヲ左ニ掲ク。

### ○新鑿

一、雉子橋ヨリ小石川橋際、神田川ニ通スル新川。

但シ、幅員十五間ニシテ、東岸雉子橋際ヨリ今川小路三丁目迄ノ間、及西岸俎橋際ヨリ今川小路三丁目迄ノ間、及西岸俎橋際ヨリ新川橋ニ新三崎橋際ヨリ小石川橋際ニ至ル迄ノ間ニ、河岸地及道路ヲ設ク。

二、北十間川ヨリ源森川ニ通スル新川。

但シ、幅員十間

三、三十間堀川ヨリ京橋川ニ通スル新川。

四、木挽町一丁目ヨリ眞福寺橋ニ至ル、河川ハ埋築ス。

但シ、幅員十七間ニシテ、兩岸ニ河岸地ヲ設ク。

○改修

隅田川

鐘ヶ淵ヨリ永代橋ニ至ル。

延長 三千八百間

改正幅員 九十間ヨリ百間ニ至ル。

本川ハ吾妻橋上流川幅最モ狹隘ナル所ヲ九十間ト定メ、下流ハ順次ニ其幅員ヲ増加シ、永代橋上流ニ至テハ川幅ヲ百間トシ、其間流水ノ速度ト護岸ノ狀況トニ依リ、多少ノ水開キヲ存シ、隅田川ノ流心ヲシテ速力ヲ均一ナラシムルモノトス。

隅田川改修中、吾妻橋上流東側、本所區向島須崎町地先ヨリ新小梅町地先ニ至ル、西側淺草區淺草今戸町地先ヨリ淺草山ノ宿所地先ニ至ル間ハ、西岸ノ一側ニ偏シテ埋立ツルモノトス。

附

外 濠

一、數寄屋橋ヨリ舊山下門ヲ經テ幸橋ニ至ルノ湟池。

本項ノ湟池ハ、數寄屋橋、舊山下門及土橋ノ堰埭ヲ除却シ、淤泥ヲ浚渫シ、舟路ヲ開ク。

ノトス。

二、龍ノ口堀留。

本項ノ堀留ハ龍ノ口ヨリ錢瓶橋下流迄埋築シ、別ニ排水竇ヲ設クルモノトス。

三、幸橋ヨリ舊虎ノ門ヲ經テ舊赤坂門鶴ノ首ニ至ルノ湟池。

本項ノ湟池ハ之ヲ埋築シ、別ニ排水竇ヲ設ク。但シ、幸橋以西虎ノ門ニ至ル湟池沿ヒノ堤塘ハ、之ヲ除却スルモノトス。

### 第三 橋梁の部

一、橋梁ノ等級及其幅員等ヲ左ニ掲ク。

一、幅員十間以上

二、一類ノ路線ニ架ス。

二、幅員八間以上

二、二等ノ路線ニ架ス。

三、幅員六間以上

三、三等及四等ノ路線ニ架ス。

四、幅員四間以上

五、二等ノ路線ニ架ス。

三等道路以上ニ架スルモノハ鐵橋又ハ石橋トス。

### 第四 公園の部

一、公園ノ位置面積ヲ左ニ掲ク。

一、日比谷公園

麴町區日比谷公園。

面積凡五万四千八百坪

二、麴町公園

麴町區麴町公園。

面積凡九千二百坪

三、富士見町公園

麴町區靖國神社。

面積凡二万七千五百坪

四、芝公園

芝區芝公園。

面積凡十六万八千五百坪

五、上野公園

下谷區上野公園。

面積凡二十五万二千坪

六、下谷公園

下谷區下谷公園

面積凡一万六千四百坪

七、淺草公園

淺草區淺草公園ノ内。

八、深川公園

面積凡六万五千五百坪

深川區深川公園ノ内。

面積凡一万七千坪

九、飛鳥山公園

北豐島郡飛鳥山公園。

面積凡一万三千五百坪

十、清水谷公園

麴町區清水谷公園。

面積凡三千三百坪

十一、御玉ヶ池公園

神田區東松下町、松枝町ノ内。

面積凡千七百坪

十二、坂本町公園

日本橋區坂本町公園。

面積凡千八百坪

十三、兩國公園

日本橋區舊兩國廣場及吉川町、元柳町、新柳町ノ内。

面積凡千四百坪

十四、島原公園

京橋區木挽町一丁目ノ内。

面積凡二千五百坪

十五、愛宕公園

芝區愛宕公園。

面積凡四千八百坪

十六、湯島公園 本郷區湯島公園。

面積凡二千六百坪

十七、待乳山公園 淺草區待乳山及聖天町ノ内。

面積凡二千四百坪

十八、綠町公園 本所區綠町公園。

面積凡七千九百坪

十九、氷川公園 赤坂區氷川神社。

面積凡三千七百坪

二十四、谷公園 四ッ谷區須賀神社。

面積凡千坪

二十一、市ヶ谷公園 牛込區市ヶ谷八幡神社。

面積凡二千六百坪

二十二、白山公園 小石川區白山神社及上地官林。

面積凡二千五百坪

二十三、御茶ノ水公園 本郷區聖廟敷地及湯島二、三丁目ノ内。

面積凡四千九百坪

二十四、數寄屋橋公園 京橋區數寄屋橋外。

面積凡九百四十四坪

二十五、虎ノ門公園 麴町區三年町ノ内。

面積凡千四百九十坪

二十六、土手公園 牛込見附ヨリ喰違門ニ至ル土手。

面積凡一万三千五百坪

二十七、蠣殻町公園 日本橋區蠣殻町二丁目一番地先土州橋、永久橋間。

面積凡四百二十坪

二十八、若宮公園 牛島神社境内及本所若宮町ノ内。

面積凡千二百八十八坪

二十九、鳥越公園 鳥越神社内及元鳥越町ノ内。

面積凡八百五十六坪

三十、淺草橋公園 淺草橋廣場。

面積凡六百九坪

三十一、今戶公園 淺草區地方今戶町ノ内。

面積凡千百三十九坪

三十二、江戸川公園 小石川區關口臺町、同駒井町、關口町、櫻木町及小日向水道町ノ内。

面積凡五千四百十坪

三十三、千鳥ヶ淵公園 麴町區五番町地先。

面積凡三千八百三十二坪

三十四、乃木公園 赤坂區新坂ノ内。

面積凡千十七坪

三十五、神田橋公園 神田區錦町一丁目地先。

面積凡六百九十坪

### 第五 鐵道 の 部

一、鐵道線路ヲ左ニ掲ク。

一、品川ヨリ上野ニ至ルノ線路並其支線。

二、内藤新宿ヨリ萬世橋附近ニ至ルノ線路。

三、本所ヨリ秋葉原附近ニ至ルノ線路。

四、上野ヨリ南千住ニ至ルノ線路。

五、北千住ヨリ越中島ニ至ルノ線路並其支線。

六、板橋町ヨリ小石川區ニ至ルノ線路。

七、澁谷ヨリ芝區小山町附近ニ至ルノ線路。

### 第六 市場 の 部

一、魚鳥青物市場及獸畜市場屠場ノ位置面積ヲ左ニ掲ク。

#### ●魚鳥市場

一、箱崎魚鳥市場 附獸肉市場

日本橋區北新堀町、箱崎町、同埋立地及中洲町。

面積凡五万坪

二、芝魚鳥市場 附獸肉市場

芝區新網町、湊町ノ内、金杉川沿。

面積凡二千坪

三、深川魚鳥市場 附獸肉市場

深川町、蛤町、黒江町ノ内。

面積凡千八百坪

#### ●青物市場

一、神田青物市場

神田區佐久間町二、三丁目ノ内。

面積凡一万坪

二、京橋青物市場

京橋區水谷町、金六町、三十間堀、川埋立地ノ内。  
面積凡五千坪

但シ、蔬菜小市場ニ至リテハ、開市ノ時間ヲ定メ、適宜ノ場所ヲ以テ之ニ應用セシムル  
モノトス。

● 獸畜市場及屠場

一、深川獸畜市場 附屠場

深川區石島町ノ内。  
面積凡二万坪

二、白金獸畜市場 附屠場

芝區白金今里町ノ内  
面積凡二万坪

三、千住獸畜市場 附屠場

北豊島郡南千住町箕里ノ内。  
面積凡二万坪

第七 火葬場及び共葬墓地の部

一、火葬場及共葬墓地ノ位置面積ヲ左ニ掲ク、

(イ) 火 葬 場

一、桐ヶ谷火葬場

荏原郡大崎町ノ内。  
面積凡二千三百坪

二、代々木火葬場

豊多摩郡代々幡村ノ内  
面積凡二千坪

三、落合火葬場

豊多摩郡落合村ノ内。  
面積凡二千百坪

四、町屋火葬場

北豊島郡三河島ノ内。  
面積凡二千二百坪

五、荻新田火葬場

南葛飾郡砂村ノ内。  
面積凡二千百坪

(口) 共 葬 墓 地

- 一、青山墓地 赤坂區青山墓地。  
面積凡八万九千三百坪
- 二、澁谷墓地 豊多摩郡澁谷村ノ内。  
面積凡二万坪
- 三、雜司ヶ谷墓地 北豊島郡高田村ノ内。  
面積凡十万千五百坪
- 四、染井墓地 北豊島郡巢鴨町巢鴨村瀧野川村ノ内。  
面積凡五万三百坪
- 五、谷中墓地 下谷區谷中墓地。  
面積凡三万二千七百坪
- 六、龜戸墓地 南葛飾郡大島村ノ内。  
面積凡三千坪

右ノ外、東京市内ニ散在スル墓地ハ、特別ノ由緒アルモノノ外、漸次他ニ移轉セシムルモノトス。

備考 前記表中道路ノ部一等道路第一類十一。四等道路三十七。同五等道路二十六二十七。及公園ノ部三十二乃至三十五ハ大正年代ニ至リ變更追加シタルモノナル

モ何レモ東京市區設計トシテ議定セラレタルモノナレハ之ヲ併記セリ。  
以上掲げたる東京市區改正新設計は、明治二十二年五月、東京府告示第三七號東京市區改正設計の全部に互リ、之が調査をなし、縮小速成を主眼とし、現狀に適せざるものは之を變更し、交通頻繁なる市區の整備を先にし、市の内外に互る連絡を圖るを以て目的としたるものなり。

次に各種市區改正計畫に就き、新舊設計の對照を爲さんとす。

第三節 東京市區改正新舊設計對照

第一、道路の部

種 別	幅	員	舊 設 計	新 設 計
第一等 第一類		二〇間	一〇線	一一線
同 第二類		一五	一八	九
第二等 道路		一二	二〇	二〇
第三等 道路		一〇	四一	二五
第四等 道路		八	五七	三七
第五等 道路		六	一七〇	二八
等 外 道路		六間未滿	三一六	一三〇
計				



### 第五章 東京市區改正事業の實績

#### 第一節 道路の部

東京市區改正事業中、道路の改正は其の中軸を爲すものにして、明治十七年十一月、東京府知事の市區改正建議を基として、明治二十二年五月二十日、東京府知事告示東京市區改正設計に於いて道路改正の設計を確定し、急施を要するものを選び、年々改正を施行したり。而も之が經費には一定の制限ありて、容易に設計の全部を完了する能はざるに拘らず一方に物價昂騰して經費の増加多く、加之時勢の進運と共に之が改正の要益急なり。是に於いてか明治三十三年速成計畫成り、三十六年更に縮小方針の速成計畫となり、乃ち更正設計の公示を見たり。之を新設計とす。而して此の新設計は、舊設計の等外道路、幅員六間未滿の施行及び焼失場所、若くは建造物を移轉せずして實施し得べき場合に施行する一小局部改正は、之を市區改正經費外の施設に譲り、停車場、市場、墓地、火葬場等に通ずる道路の局部的にして重要ならざるものも亦、市區改正事業の外となし、尙ほ道路の幅員標準等に多少の更正を加へ、第一等第一類十一線。同第二類九線。第二等二十線。第三等二十五線。第四等三十七線。第五等二十八線。合計百三十線の改正を爲すこととせり。

爾來、速成計畫著々實施せられて、三十九年に至り尙ほ千八百萬圓の工事を餘せり。茲に於いて事業公債を起し、殘工事の速成を企圖し、四十年より四十二年に至る三箇年を以て、重要な線路の改正を爲すこととせり。明治四十五年四月五日、東京市區改正委員會は、更に殘工事に對する改正速成の議を決し、大正元年十二月十一日、路線二十六を選びて急施することとなせり。此の工事費、貳百貳拾七萬圓なりし。

次に明治二十一年以來、大正五年に至る約三十箇年間に於いて、東京市區改正事業として支出せる道路改正費は、次の如し。

道路改正費及附帶費年度別調

年度	用地買収費		地上物件移轉費		工費	溝渠費	橋梁費	計
	金額	坪數	金額	坪數				
明治二十一年	5,550,000	3,000	1,000,000	1,000	100,000	100,000	—	6,650,000
二十二年	1,000,000	9,170	1,000,000	2,200	9,000,000	—	—	11,000,000
二十三年	500,000	2,680	1,000,000	8,750	1,300,000	3,900,000	1,000,000	5,500,000
二十四	1,000,000	3,600	1,000,000	1,000	5,000,000	6,000,000	2,000,000	10,000,000
二十五	1,000,000	1,500	1,000,000	7,000	8,000,000	3,000,000	—	13,000,000
二十六	6,500,000	11,000	1,000,000	7,000	8,000,000	3,000,000	—	18,500,000
二十七	7,000,000	8,000	1,000,000	4,000	9,000,000	5,000,000	1,000,000	23,000,000
二十八	6,000,000	9,000	1,000,000	4,000	8,000,000	5,000,000	—	24,000,000
二十九	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000	100,000	100,000	—	3,100,000



### 第三節 橋梁の部

明治三十六年の新設計は、橋梁の標準に左の如く定めたり。

第一等橋梁	一等一類及び二等二類線に架す	幅員十間以上	鐵橋又は石橋
第二等橋梁	二等路線に架す	同 八間以上	同
第三等橋梁	三等、四等路線に架す	同 六間以上	同
第四等橋梁	五等路線に架す	同 四間以上	同

斯くの如き標準計畫の下に、改正したる橋梁の主なるもの左の如し。

#### 橋梁改正費

年	實施	月	定	施	行	箇	所	工	費
明治二二	一	月		西河岸地先鐵橋架設					二八、五五五、九四一
				溜池木橋架設					一、八七〇、〇〇〇
				本郷區御茶ノ水際鐵橋架設					三四、二八二、〇一一
				麴町區内幸町より櫻田本郷町に架する假橋新設					二、四八五、二一五
				三河島村用水路に架する假橋新設					一六八、五〇〇
				本所區入江町より柳原町に架する假橋新設					四、二二〇、〇〇〇
				日本橋區富島町南茅場町に架する假木橋新設					六、三三〇、八七〇

三三、	八	神田區淡路町より旅籠町に架する新架橋	八、五五九、三〇〇
三三、	三	深川區黒江町より龜住町に架する假橋新設	七、六三二、九七〇
同	五	麴町區飯田町四丁目より三崎町三丁目間架橋	三三、三六九、一八〇
四〇、	七	京橋三十間堀川新架橋	一九、四一〇、八六〇
		新場橋北新架橋	八、三〇四、五五〇
四四、	一	深川區大島川架橋	一九、六八五、〇八〇
		本所區大横川新架橋	二三、八六九、二四〇
		麻布區古川新架橋	三七、一五六、六二〇
大正元、	一	本所區大橋川新架橋	八、五三七、七二〇
三、	一	常盤橋北新架橋	一一、二三七、四五〇
五、	二	深川區新要橋東新架橋	一〇六、九二〇
			八、九六五、〇九〇

### 第四節 公園の部

明治二十二年五月二十日、東京府知事の告示に係る東京市區改正設計中、公園は四十九箇所。其の面積凡そ百万五千一百坪なりしが、明治三十六年三月三十一日改訂せられたる新設計に在りては、神田公園、外二十六公園を削除し、且將來益人口の増加と共に公園の必要を感ずるも、經費の膨脹を慮りて止むを得ざるものを除きては、官有地の範圍に止め、民有地の部分は成るべく之を減縮し、其の數も日比谷公園以下二十二公園とせり。

其の後、明治四十年五月三十一日に至り、市區改正委員會に於いては、矢ノ倉公園の設計を變更し、四十二年三月八日、先の神田公園を復活して御茶ノ水公園となし、之が設備を完了せり。

四十三年八月十一日、市區改正委員會は、更に市内各所の空地を利用して小公園設置の建議を可決し、直ちに委員を設けて之が調査を爲し、四十四年七月二十日、左記小公園設置を議定し、二十五日内務大臣に具申し、其の認可を得たり。

小公園地

一、敷寄屋公園	京橋區敷寄屋橋外	面積凡	九四四 <sup>坪</sup>
一、虎ノ門公園	麹町區三年町の内	同	一、四九〇
一、土手公園	牛込見附より喰違門に至る土手	同	一三、五〇〇
一、彌穀町公園	日本橋區彌穀町二丁目一番地先土洲橋永久橋間	同	四二〇
一、若宮公園	牛島神社境内及び本所若宮町の内	同	一、二八八
一、鳥越公園	鳥越神社境内及び元鳥越町内	同	八五六
一、淺草橋公園	淺草橋内廣場	同	六〇九
一、今戸公園	淺草區地方今戸町内	同	一、一三九

第五節 鐵道の部

明治二十一年十一月、市區改正委員會の建議に基き、市街鐵道線路調査委員を設け、市内

鐵道の敷設の位置を調査決定したるも、企業者の出願の場合、其の筋の認可に方り審議せらるべきこととし、別に告示せざりし。其の後、各企業者の出願に對し、内務大臣よりの諮問に應じ、夫々街路交通上支障の有無等を調査審議したる其の數、數十件に上りたるも、何れも市區改正事業として施行したるものなし。

第六節 市場の部

市區改正計畫前に於ける東京市の市場は、市内各所に散在し、衛生上、交通上、支障尠なからざりしを以て、明治二十二年五月二十日、東京府告示第三七號を以て、東京市區改正設計として決定したるも、事業費は各其の設立者、又は所有者の負擔とするの規定なりしを以て、指定の期限内に指定の地に移轉するものなく、市場問題は依然として解決を見るに至らざりしは、甚だ遺憾とする所なり。

第七節 火葬場及び共葬墓地の部

火葬場及び共葬墓地の位置は、市民の保健上及び土地の盛衰に關すること尠少ならざるを以て、市區改正設計として舊朱引内、及び朱引外に在りては、市街に點在する千坪未満の小墓地は、私有地及び特別の由緒あるものを除くの外、漸次之を共葬墓地内に一定期間内に移轉せしむることとなしたるも、期間内に移轉したるもの極めて少なく、更に期間内

に市外の適當地に移轉したるものは、其の土地を無代交付する方法を講じて是を獎勵したり。是に於いてか元寺院境内の墳墓中、近郊に移轉するもの漸く多きに至りしも、而も未移轉墳墓亦決して少からざるのみならず、一面には、市共同墓地亦、早くも既に市街に包擁する所となり、更に移轉を必要とするに至り、今や大墓地の新設を必要とするに至れり。

大正十年十二月、都市計畫事業として、面積約五万坪の墓地計畫を決定せり。多摩墓地之なり。

### 第八節 上下水道及び築港の部

上水道及び下水道事業は、市區改正事業として爾來施行中なるも、別項記載する所なれば省略す。築港計畫に至りては、種々の計畫立案されたるも、今日未だ其の實現を見ず。

### 第九節 東京市區改正事業費支出額

一、金五千五百八拾八萬參千五百參拾壹圓九拾六錢八厘	總	費	額
内			
一、金參千七百貳拾九萬九千六百拾壹圓四錢七厘	市	區	改
内			

金貳千五百九拾五萬九千九拾四圓九拾九錢貳厘	道	路	費
金百九拾壹萬五千九百參拾四圓拾參錢貳厘	溝	渠	費
金貳拾四萬八千六拾貳圓拾錢七厘	橋	梁	費
金百五拾萬八千參百拾五圓貳拾貳錢壹厘	河	濠	費
金六萬貳千六百六拾圓八拾四錢八厘	公	園	費
金五百八拾五萬圓	市公債償還基金へ編入		
金百七拾五萬五千五百貳拾參圓七拾四錢七厘	諸	費	
二、金九百拾八萬八千六百七拾壹圓六拾九錢貳厘	水	道	改
三、金百貳拾參萬九千七百四拾四圓拾六錢	水	道	擴
四、金貳百八拾五萬五千五百五圓六錢九厘	下	水	道
	改	良	費

## 第六章 結 論

都市計畫の理想は、單に市民の住心地良き都市を造り、或は都市の美觀を整へ、都市の裝飾を爲すものにあらずして、要は市民生活の向上を圖り、都市の發展を策し、統制ある計畫の下に市民生活の環境を改善して、最も秩序的に且、道徳的に永久に亙り市民の幸福を増進せしめんとするものにして、管に現代市民の經濟的施設をなして直ちに收穫を得ざれば満足せざるが如き近視眼的計畫は、之を採らざる所にして、永久に都市が有機的に發達するものなる以上、永劫に亙り苟も市民の不利益、不經濟となるべき各種の弊害を除去し、其の内容を豊富にし、以て都市の秩序あり且、統制ある發展を爲さしめんとする合理的計畫を爲すにあり。

斯るが故に都市計畫は、管に既成都市の改造を意味するのみならず、將來の發展に對する、合理的、遠觀的計畫を必要とし、以て都市の發展を善導せんとする科學的創作を意味するものなり。前者は即ち對症療法にして、後者は之豫防なり。都市計畫の理想は改造にあらずして創作にあり。在來市街地の改造は冗費多く市民の蒙る損失大にして、而も効果極めて少なし。然れども我が國の多くの都市は、從來餘りに亂雜なりしが爲郊外地の計畫をなさんと欲せば、先づ以て中樞部の一部改造を必要とするは亦、止むを得ざる事象なり。

都市計畫は其の關係する所頗る廣汎にして、道路の改良、住宅の改善等は勿論にして、住居、商業及び工業に對する各種地域の設定を爲し、都市建築物の配置を整備するは、都市計畫の根本を爲すものなれば、都市の産業の發展を策し、市民の衛生を圖り、安寧を保持せんとせば、地域制の確立を必要とするものなり。

從來の都市は、自然の發達膨脹に放任せられたるものなれば、工場は住宅に隣りし、厩舎は公園に面するの事例、餘りに多くして枚擧に遑あらず。斯くして住居の安寧を破壊し、商業の利便を阻害し、工業の能率増進を計る能はずして、市民は不便不愉快に且、不經濟なる生活を餘儀なくせられたり。都市は永遠に生くるものなる以上、一日も速かに之が改善をなし、此等の不便利利益より救済して、經濟的にして且、市民の生活をして快適ならしめんとする、是都市計畫の主眼にして、最終の目的とする所なり。